

平成 28 年

第 1 回 東峰村議会臨時会会議録

開会：平成 28 年 1 月 29 日

閉会：平成 28 年 1 月 29 日

福岡県東峰村議会

平成28年 第1回東峰村議会臨時会

招集年月日 平成28年1月29日開議
招集の場所 東峰村役場議場
開会日時及び宣告 平成28年1月29日 9時30分
議長 大蔵 久徳
閉会日時及び宣告 平成28年1月29日 12時16分
議長 大蔵 久徳

応招議員

議席番号	議員名	出欠	議席番号	議員名	出欠
1番	柳瀬 弘光	○	2番	伊藤 均	○
3番	梶原 光春	○	4番	黒川 隆康	○
5番	高橋 弘展	○	6番	梶原 文明	○
7番	高倉 寛視	○	8番	佐々木 紀嘉	○
9番	長澤 貞義	○	10番	大蔵 久徳	○

不応招議員

議席番号	議員名	議席番号	議員名
	なし		

出席議員

10名

欠席議員

なし

地方自治法第121条の規定により説明のため
会議に出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
村長	澁谷博昭	教育長	室井昭博
副村長	塚裕之	総務課長	梶原浩二
企画政策課長	泉高杉	住民税務課長	重石豊臣
農林観光課長	野寄和秀	保健福祉課長	小林純一
建設水道課長	日野正	教育課長	室井富美子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

職	氏名	職	氏名
議会事務局長	室井慶久		

村長提出議案の題目

議案第 1号	東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略について
議案第 2号	東峰村過疎地域自立促進計画について
承認第 1号	専決処分の承認を求めることについて

議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。(会議規則第21条)

会議録署名議員の指名

議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。(会議規則118条)

3番 梶原光春議員

4番 黒川隆康議員

第1回 東峰村議会臨時会会議録

平成28年1月29日開会
(第 1 日)

東 峰 村 議 会

平成28年 第1回東峰村議会臨時会議事日程

平成28年1月29日開議

開会宣言

議事日程の報告

- | | | |
|-------|--------|------------------------|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 会期の決定 |
| 日程第 3 | | 議案上程報告 |
| 日程第 4 | | 村長あいさつ及び提案理由の説明 |
| 日程第 5 | 議案第 1号 | 東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略について |
| 日程第 6 | 議案第 2号 | 東峰村過疎地域自立促進計画について |
| 日程第 7 | 承認第 1号 | 専決処分の承認を求めることについて |

開 会	
議 長	<p>おはようございます。 ただ今の出席議員数は、10名です。 定足数に達していますので、平成28年第1回東峰村議会臨時会を開会します。 (9時30分)</p>
開 議	
議 長	<p>それでは、ただ今から配布しております日程により、議事を進めてまいります。</p>
日程第1	
議 長	<p>まず、日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。 会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、 3番 梶原光春議員、4番 黒川隆康議員を指名いたします。</p>
日程第2	
議 長	<p>次に、日程第2「会期の決定について」を、議題といたします。 本臨時会の会期は、本日1月29日の1日間といたしたいと思います。 お諮りいたします。 これに、ご異議ありませんか。 (異議なし)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、会期は、本日の1日間と決定をいたしました。</p>
日程第3	
議 長	<p>次に、日程第3 事務局長に議案の上程報告を求めます。 事務局長 (事務局長議案上程報告)</p>
議 長	<p>事務局長より議案の上程報告が終わりました。</p>
日程第4	
議 長	<p>日程第4「村長あいさつ及び提案理由の説明」を、お願いします。 村長</p>
村 長	<p>皆様、改めましておはようございます。 本日ここに、平成28年第1回東峰村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私ともにご多用にも関わりませぬご参集を賜り誠にありがとうございます。 今月23日夜からの豪雨を伴う大寒波で、除雪作業や水道管の破裂により断水を行うなど、議員の皆様をはじめ村民の方々にはたいへんご不自由をおかけいたしました。昨日の夕方からは平常通りとなりましたが、道路、水道、ガス、電気などのインフラは、生活を営む上で最も重要なものであり、今後も万全な対応を図っていきたくと考えております。 平成28年の睦月が終わろうとしておりますが、経済の面では不透明な中国経済、原油価格の下落等により、本年は大発会から6日連続の株価の下落がありました。 また、政治の面では、昨日の甘利経済再生相の突然の辞任など、申年の格言どおり騒ぐ年で始まったように思います。 いずれにいたしましても東峰村にとって、今年もよい1年であってほしいと念願をするものです。 それでは、本臨時会に執行部から提案しています議案の提案理由の説明をいたします。 議案第1号、東峰村まち・ひと・しごと総合戦略につきましては、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと総合戦略を策定いた</p>

	<p>しましたので、東峰村議会基本条例第10条の規定により議決を求めるものです。</p> <p>議案第2号、東峰村過疎地域自立促進計画につきましては、過疎地域自立促進法特別措置法第6条に規定する過疎地域自立促進市町村計画を策定いたしましたので、同条の規定により議会の議決を求めるものです。</p> <p>承認第1号、専決処分の承認を求めることにつきましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令が、平成27年12月25日に公布されたことに伴い、東峰村税条例の一部を改正する条例の一部を改正する必要が生じましたが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分しましたので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものです。</p> <p>以上が執行部から提出している案件ですが、行政執行上喫緊の重要な案件でありますので、ぜひともご可決、ご承認をいただきますようお願いを申し上げ、私の提案理由の説明といたします。</p>
議長	以上、村長の提案理由の説明が終わりました。
日程第5	
議長	<p>次に、日程第5 議案第1号「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」</p> <p>補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>なお、質疑、討論、採決は、全議案の補足説明終了後に行います。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>議案の2ページでございます。</p> <p>議案第1号「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」の補足説明でございます。</p> <p>東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略を別紙のとおり策定したいので、東峰村議会基本条例第10条の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>平成28年1月29日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由としては、まち・ひと・しごと創生法第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定するものでございます。</p> <p>別冊のですね、「かわらないために、かわる東峰村へ」という東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略をお開きください。</p> <p>最初にですね、東峰村の人口ビジョンから説明申し上げます。25ページになります。</p> <p>作成にあたりましての背景でございますが、国は、将来の急激な人口減少の到来における課題の認識と今後の方向性を明らかにするため、まち・ひと・しごと創生法を制定いたしました。</p> <p>具体的には2060年に1億人程度の人口を確保することとし、日本全体の人口の将来展望を示すまち・ひと・しごと創生長期ビジョンと、それを踏まえた今後5年のまち・ひと・しごと創生総合戦略を策定いたしました。</p> <p>東峰村におきましても、この法律の下にですね、国や県の長期ビジョン及び総合戦略を勘案しつつ、人口減少と将来の展望を提示する東峰村人口ビジョンを策定いたしました。これを踏まえまして、今後5カ年の目標や施策の基本的方向、具体的な施策をまとめた「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定するものでございます。</p> <p>27ページでございます。</p> <p>これは、国レベルの長期ビジョンと人口推計を記載しております。</p> <p>次のページ、28ページは、東峰村における人口の現状分析をしております。総人口の推移は、将来推計によると、平成25年の</p> <p>すみません。東峰村のですね、一番の人口のピークは8,666人をピークにいた</p>

しまして、減少の一途をたどっております。

29ページでございますが、年齢3区分別人口です。これは、2020年に老人人口、60歳以上でございますが、が生産年齢人口、15歳から64歳を上回ってきます。

次の30ページでございますが、これは、5歳刻みの階級別人口ピラミッドの推移でございます。今から25年後の2040年には、若年男女が大きく減少することにより、生産年齢人口は減少し少子高齢化が進み、一番下の表のように急激にですね、上の部分が広く下が狭いという、いわゆる坪型へ移行すると予想されるものでございます。

次のページ、31ページでございますが、これは、人口の自然増減と社会増減の推移でございます。転入数と転出数は年によって偏りがございますが、転出方の傾向はありますが、2014年にはほぼ同数となります。

自然増減については、死亡数が出生率を上回り続けているという状況でございます。

32ページですね、これは、今の文章は32ページの表ですね、確認されるということでございます。

次のページ、33ページでございますが、村の合計特別出生率の推移でございます。福岡県朝倉市よりもですね、出生率が高いものの筑前町よりも低く、隣の日田市よりもずいぶん低いという結果となっております。

次の34ページでございます。

地区別の人口増加率と高齢化率の状況です。35ページから38ページは、人口移動の現状を表しております。

39ページでございます。ここは観光入込客の状況でございます。

40ページから42ページでございますが、産業の状況、そして次の43ページでございますが、これは、アンケート調査結果を記載しております。お目通しをよろしくお願い申し上げます。

次に、48ページでございます。

48ページは、東峰村の将来人口の推計と分析をしております。

シミュレーションの結果、合計特殊出生率の上昇の対策のみでは、人口減少の抑制効果は低く、加えて転出人口と転入人口が均衡する場合において、抑制の効果が表れるという結果が出ております。

その結果、村独自の人口推計の考え方といたしまして、村の出生率の目標を、国、県の人口の特殊出生率の仮定と同様に、2030年、平成42年でございますが、国民希望出生率である1.8、そして2040年、平成52年でございますが、に人口が増えも減りもしない、近郊の状態と申しますが、それになる2.07をめざしまして、出生率を上昇させる。

加えまして転出人口が転入人口を上回らないように、2045年までに毎年2世帯の転入をはかることを目標に定めております。

この出生率、移動数を増加させ、なおかつ維持できればですね、59ページになります。のグラフのようにですね、今から45年後の2060年の将来の展望人口は1,294人となり、社人研、これは国の調査期間でございますが、東峰村将来人口推計855人ですね、これは社人研の推計人口でございますが、に比べ439人の人口減少の抑制ができるということになります。

そして45年後の2060年、村の将来展望人口1,294人を目指す具体的な施策として、第1章ですね、最初に戻りますが、東峰村総合戦略を策定するものでございます。

そして3ページでございます。

目標達成のために、ご覧のように5つの基本目標を定めております。そして、それぞれの基本目標に5年後の数値目標を具体的に示しております。

まず6ページでございます。

6ページは、基本目標①に、地域資源を活かした魅力ある“しごと”をつくるとし、特にですね、村の主要産業であります農林業及び窯業の強化ということで、就業者数を1,184人から年々減少していく中で、1,070人を維持ということと、交流人口を70万8千人を80万人としております。

そして、その下に、仕事として選択できる魅力ある農林業の実現、また交流人口の拡大と観光を軸とした仕事の創出、また、地場産業の振興と新たな人材の確保、3つの基本目標を定めております。

さらに基本方向の主要施策といたしまして、それぞれに5年後の目標値を定めて、実現に向けて具体的な事業を明記しておるところでございます。

13ページでございます。

ここは、基本問題②といたしまして、村を担う人材の育成・定着とIJUターンを進めるとし、「集まれ若者」を強調しまして、数値40歳未満の人口を、人口が減少する中で670人を、661人を維持するとしております。

その下に、確かな学力と豊かな心の育成を目指す教育を充実。村を担う人材の確保、IJU（移住）の推進。3つの基本方向を定めております。

次に、17ページでございます。

基本目標③といたしまして、結婚・出産・子育てしやすい村をつくるとし、手厚い子育てを強調いたしまして、数値目標を、年少人口222人を224人に、また合計特殊出生率を1.49から1.72としております。

その下に、若い世代の出会いを応援する。

また、若い世代の生活を安定させ、子育てしやすい環境をつくる。と2つの基本方向を定めております。

次です。

20ページでございます。

基本目標④といたしまして、誰もが住みたい安心・安全で美しい村をつくることといたしまして、「美しいふるさとを守る！」を強調しまして、数値目標を、住み続けたいと思う村民の割合を68.2%から80%とし、その下に、防災、減災、防犯体制の充実、健康で安心して暮らせる支援の充実、美しいむらづくりの推進。3つの基本方向を定めております。

23ページでございます。

基本目標⑤といたしまして、他の地域との連携による魅力ある圏域をめざすとし、新しい風を取り込むことを強調いたしまして、数値目標を、連携した団体等の数、これを2件から4件。また、その下に基本的方向といたしまして、産業・観光・環境などの地域支援を活用し、圏域の振興と交流を定めております。

1から5の各基本方向の下に、それぞれ主要施策を定めまして、その目標を達成するため、具体的な事業を優先順位の高いものから列記しております。

この具体的な事業の中の左から事業の内容ですね、その概要と担当する課を示しております。この事業の作成にあたり、議員さんも含めました各課の代表で構成する作業部会においてですね、絵に描いた餅にならないように、その妥当性とか可能性を十分考慮し策定したものをですね、役場幹部で組織する創生本部会議で再度検討を重ねまして修正し、また最終的には総合戦略推進会議におきまして、意見をお聞きしまして、さらに修正を加えまして、その会議の中で承認されたものでございます。

	以上、まち・ひと・しごと創生総合戦略の補足説明を終わります。
日程第6	
議長	次に、日程第6 議案第2号「東峰村過疎地域自立促進計画の策定について」補足説明を担当課長に求めます。 企画政策課長
企画政策課長	<p>3ページでございます。</p> <p>議案第2号「東峰村過疎地域自立促進計画の策定について」東峰村過疎地域自立促進計画を別紙のとおり策定したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。</p> <p>平成28年1月29日提出、村長名でございます。</p> <p>提案理由、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画を策定するものでございます。</p> <p>別冊の過疎地域自立促進計画をお開きください。</p> <p>現在の過疎地域自立促進計画は、期間がですね、本年度をもって終了することにあたりまして、来年度以降、平成33年3月末までの5年間の計画をですね、引き続き策定するものでございます。</p> <p>基本的には、現在の活動計画内容及び文言等を基本といたしまして、それに新規また追加、削除、変更をかけております。</p> <p>まず、1ページから10ページにかけてでございますが、基本的事項でございます。</p> <p>人口関連の推移とか財政の状況、また主要公共施設等の整備状況など、数字、データに関しましては、新しく確定した年度を追加しております。新しく確定した数字をですね、追加をしているところでございます。</p> <p>また、ジャパンプランド育成支援事業等ですね、すでに終了した事業等は削除いたしまして、また、農地・水環境保全向上事業から多面的機能支払交付金制度のように、名称は変わったものに対しましてはですね、変更を加えております。</p> <p>また来年度から本格的に始まる地域創生総合戦略関連事業に関しましては、本計画と整合性を図るために関連する文言及び事業等をふんだんにこの中に入れております。</p> <p>10ページでございます。</p> <p>これは、産業の振興でございます。</p> <p>現況と問題点の中のアでございますが、農業のところでございますが、新しい文言ですね、六次産業化とかを追加しております。</p> <p>11ページ、林業では、上から12行でございますね、林内作業の機械化や若手オペレーターの育成を通して、労務班の強化に取り組むという文言を追加しております。また、バイオマスエネルギーの活用を追加しております。</p> <p>12ページでございます。</p> <p>これは、観光又はレクリエーションでは、インバウンド観光という文言を追加しております。</p> <p>(2)ですね、その対策でございますが、⑥の特産物の販売促進から⑨ですね、と⑪と⑫、⑭ですね、この事業が新しく新規追加で、そのほとんどが総合戦略関連事業でございます。</p> <p>14ページから16ページでございますが、これは、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進では、15ページ中段の光インフラ環境を生かしたIT関連事業者との交流及びその誘致を推進という意味の文言、またさらには地域間交流では、「日本で最も美しい村」連合加盟に沿った、県域を超えた加盟自治体間の交流、さらにその推進の文言を新しく追加しております。</p>

(2)のその対策の中では、⑫の地域間交流の推進ですね、これが新規の分でございます。

17ページをお開きください。

これは、生活環境の整備でございますが、小石原地区においての水道拡張事業や鶴浄水場系統とですね、小石原浄水場系統の施設統合の文言を追加しております。

ウの消防施設でございますが、特定の災害時のみ出動する機能別団員制度の導入の文言を新しく追加しております。

エの公営住宅では、人口減少を食い止める直接的な手段としての計画的な公営住宅の建設という文言を追加しております。

オの防犯対策、次のページですね。オの防犯対策では、防犯灯にLED化の推進ということを追加しております。

次の20ページでございます。

高齢者等の保健及び福祉向上の増進では、子育て支援をさらに推進するため、中段イですね、イの部分でございますが、児童福祉の文章をですね、イ全体ですね、この分を新規追加しております。

(2)のその対策では、③ですね、IT機器を活用した健康増進システムの構築と。それと④子育て支援、⑤少子化対策の事業は新規に追加をしておるところでございます。

次でございますが、22ページです。

医療の確保では、(2)のその対策の⑤ですね、子育て支援を追加しております。

それと(3)、その下ですね、計画の中の(3)の中で、無医地区にならない取り組みとしまして、医療就学資金貸付事業というのをあげております。

これらを共に総合戦略関連の事業でございます。

23ページでございます。

教育の振興、(2)のその対策では、すでに事業は終了いたしました小中一貫教育校整備事業と東峰村こども文化館の建設と。その建設を、その文言を削除しまして、新たに①の村民センター床等の改修から⑥ですね、1から6です。すべての教育体制の支援までの6つの対策を具体的に記載しておるところでございます。

次に24ページでございます。

地域文化の振興等でございますが、(2)その対策で、現在計画にある松尾城跡保存整備事業を削除し、新たに①ですね、岩屋神社の本殿改修、②の次郎坊太郎坊保存整備、④の地学探検コースの整備を、新規に追加しております。

25ページでございますが、集落の整備は、協働の村づくり基金の活用やUIJターンの推進、定住促進のための空き家の有効活用及び移住促進のための住居の整備の文言を新しく追加しております。

(2)のその対策では、②ですね、移住促進住宅等の整備、③の移住定住促進空き家の活用と⑤のUIJターンの対策の事業が新しく追加、共に総合戦略関連事業でございます。

次に、26ページでございます。

その他の地域の自立促進に関し必要な事項ということでございますが、(2)のその対策として、木質ペレット関連事業を削除いたしまして、②の木材チップ製造施設整備及び木材チップボイラー導入の補助と、③の薪ストーブの導入補助を新規追加をしているところでございます。

以前から東峰村は木質バイオエネルギーということで利用促進といたしましてペレットストーブの導入を推進してきましたが、しかしながら、福岡県の木質バイオエネルギーの利用の方向といたしまして、木材チップの導入を推進している中、また、

	<p>平成24年度から村単独で導入をしていますペレットストーブですが、公共施設以外の民間家屋への導入実績はわずかに1戸でございます。それに対し、補助がない薪ストーブの設置が年々と増えていると聞いております。</p> <p>以上のことを考えまして、自然エネルギー利用促進の意味から、村としてもペレットからチップ、または薪ストーブの導入の方向転換をしなくてはならないと思っております。</p> <p>各項目にあげています平成28年から平成32年までの具体的な計画でございますが、事業を実施するにあたりまして、過疎債の対象とするため、少しでも実施の可能性のあるものはすべて列挙しております。現時点におきまして、事業内容及び実施時期がですね、不確定なものがあるということをご承知下さるようお願い申し上げます。</p> <p>以上、補足説明を終わります。</p>
日程第7	
議長	<p>次に、日程第7 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」補足説明を担当課長に求めます。</p> <p>住民税務課長</p>
住民税務課長	<p>4ページをお願いします。</p> <p>承認第1号「専決処分の承認を求めることについて（専決第4号）」</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。</p> <p>平成28年1月29日提出、東峰村長名でございます。</p> <p>5ページをお願いします。</p> <p>東峰村専決第4号、専決処分書。</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定により、東峰村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分する。</p> <p>平成27年12月28日、東峰村名でございます。</p> <p>理由、地方自治法施行規則の一部を改正する省令等の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布されたことに伴い、東峰村税条例等の一部を改正する条例の一部改正の必要が生じたが、議会を招集する暇がないため、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分するものである。</p> <p>内容については、6ページです。</p> <p>平成27年東峰村条例第29号、東峰村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例でございます。</p> <p>東峰村税条例の一部を改正する条例第1条の一部を次のように改正する。</p> <p>新旧対照表でございます。左が改正案、右が現行でございます。</p> <p>村民税の減免と特別保有税の減免の改正の2点でございます。</p> <p>条文の中身につきましては、村民税の減免、第51条第2項の1号で、平成27年3月31日の専決で、平成27年の6月に承認されたものの改正でございます。</p> <p>中身については、個人番号を申請書に記載するようになっていたものを、個人番号等を記載しないような形で、従来どおりの申請にしたものでございます。</p> <p>中身につきましては、下線のとおりを、左の「及び住所又は居所（法人にあっては、事務所又は所在、事業所の所在地及び法人番号）」というふうに改正するものでございます。</p> <p>それと特別保有税の減免については、第139条の3で、次のページの7ページですが、2項中の1号、同じように個人番号を記載するようにしたものを、従来どおり個人番号を記載しない形で申請するというふうなことで、右の個人番号と法人番号と</p>

	<p>いうふうな形でしたものを、左の法人番号だけ残してですね、個人番号を省いたもの でございます。</p> <p>それから附則ですが、この条例は、公布の日から施行するというので、公布の日 は、平成27年12月28日の公布でございます。以上です。</p>
休 憩	
議 長	<p>10時40分まで休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(10時09分)</p>
再 開	
議 長	<p>休憩前に引き続き、会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(10時40分)</p>
議 長	<p>これより各議案の質疑、討論、採決を行います。</p> <p>議案第1号「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」 質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>7番 高倉寛視議員</p>
7 番	<p>まず最初に、非常に簡単なことかもしれませんが、まず、この文章の策定ですね、 非常にカタカナ文字やローマ字が多くて、非常に自分でもほんとよく分からないよう な言葉がたくさんありますが、これは、職員の方が作ったのですかね。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>最初はですね、たたき台といたしましては作業部会のほうですね、いろいろその 中で原案を作っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>これを見るとですね、私、先日からたいへん暇でありましたので、ずっとカタカナ 文字、英語文字、調べたんですけど、60文字ぐらいあります。</p> <p>これは、この後行政懇談会があって、冊子みたいなのを配るという話でございま すけれども、この村民の方に話をするのに、こういったカタカナ文字とか英語文字とか ローマ字とか、非常に分かりにくい言葉がたくさん並んでおるとにですね、県下でナ ンバーワンの高齢化率がある私たちの村で、こういったものを出すことが本当にいい のか、私は非常に疑問に思っているんですけど、これ日本語で説明できるような言葉 でですね、修正ができないものかと考えておりますが、いかがですか。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>ご指摘のとおりですね、事業内容が分かりにくいというご指摘でございます。</p> <p>具体的な事業ですね、カタカナ文字が多いとか英語的な表記が多いとかいうのは 感じております。</p> <p>その理由ですけども、策定するにあたりまして、内容はもとよりですね、その見せ 方も十分検討いたしました。</p> <p>ご承知のとおり日本全国ですね、一斉に策定されているものでございますので、 移住希望者とかですね、また国における交付金等の査定の際にもですね、他の自治体 より少しでも目立つ必要があると思ひまして、少しでも気を引くようなですね、キャ ッチフレーズというか、そういうことを多用したことは否めません。そういうような 文字を使用した経緯がございます。</p> <p>またですね、十分ではございませんけれども、各ページにですね、下段に注釈をつ けているところがございます。以上です。</p>
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	この東峰村総合戦略事業、やっとなまとまったというふうな事業計画ができたと思ひ

	<p>ます。</p> <p>いずれにしても大事な事業の計画だろうというふうに、私も感じておりますが、やはりたくさん事業を今後展開するということになるでしょうが、国からの採択あるいは県からの取り上げ、いろんなものを含めて取り上げられなかった事業も、今後この中では出て来るというふうに思っておりますが、そういうふうな事業に対する考え方ですね。</p> <p>というのは、今までは各課事業で点、点、点でやってきた事業を、やはり5年間の生き残り事業とするならば、点を線で結ぶ、またあるいは平面的に全体を網羅しながらやる事業だろうというふうに私も思っておりますので、採択をされる事業、採択をされない事業の関係で、村としてはどのように、今度は採択されない事業についてどのように考えているのか、お尋ねをしたいと思います。</p> <p>これはどういうことかと言いますと、採択されなくても、じゃあ大事な事業なら取り組みたいとか、一般財源でいくと今度は財源の問題等もあるでしょうから、そういうところを今度はどのようにしていくのかとか、そういうふうなお考えがあればお尋ねをしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>議員のおっしゃるとおりですね、この東峰村総合戦略につきましては、この村が生きていくための総合戦略を作業部会をはじめですね、皆さん方のご協力によって作り上げたものであります。</p> <p>したがって、生き残りをかけた総合戦略でございますので、当然そういったところで、これから県、国等において採択がされない部分というのもしっかりあるかと思えます。そういったものはやはり議会の皆さんと協議をする中でですね、これはやはり一般財源を使ってもやらなきゃいかんとか、それから、今決めておりますことにつきましても、今後見直しというのは5年間の間で行ってまいりますので、28年度予算に組んでいるところでも、これのほうがもっと重要じゃないかということでもあればですね、それはまたそれで変更をしていきますし、新たな項目ができれば追加もしていきたいと考えております。</p>
議長	8番 佐々木紀嘉議員
8番	<p>今、村長のほうから答弁がありましたので、これについてはいろんな、これからの修正、変更等もあり得るということで、私も認識をしたいと思います。</p> <p>また、私議員個人としてもこの事業に対しては注視をしながら、提案をするような意見も今後出していききたいと思っております。</p> <p>というのは、KPIあとPDCA等もあるでしょうから、やっぱりその中で事業の成果が出て来ると、今度はその事業の成果をどのように考えるというのが、また私どものほうにも出て来ると思っておりますので、提案型意見を今後も述べさせていただきますというふうに考えております。以上です。</p>
議長	村長
村長	必ずこの事業につきましては、KPIですか、それをやっていかなければいけませんので、その時点でまた皆さん方にお諮りをしてですね、やっていくようなことになるかと思っております。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	7ページですね、農業法人設立事業というのが出ております。これはもうライスセンター関連で、何年も前からいろいろ設立に向けてやっておるとは思いますが、これは、今の時点でどのようになっているのか、それをお聞きしたいと思います。
議長	農林観光課長
農林観光課長	ただ今の質問ですが、ライスセンターの建設委員会というところで審議を進めてお

	<p>ります。村の執行部といたしましても、その辺りの考え方を今並行して行っておるところであります。</p> <p>これを農商工連携サポートセンターというところがございます、ライスセンターの経営に関してどのようなあり方がよろしいかという相談を行ったところ、農事組合法人という形が適しているのではないかというアドバイスをいただいております。</p> <p>これをもとに建設委員会の正副委員長、事務局会を開き、それから、議会常任委員会等の報告等を経過し、それから建設委員会、本委員会を開きまして、その方向性を確認していくという形で進めております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>10ページ、交流イベントの推進と拡充ということでございます。</p> <p>この中でですね、観光プロモーション事業、この下、イベント拡充支援事業というのがございます。これはおそらく秋祭りだの夏祭りだのほたる祭りだののことだと思いますが、今でも助成をしているはずなのに、これをまだ金額を上げるということですか。いつまで、これがですね、将来的には5年の予算措置ということでございますけれども、これは一度上げたら、またそれを下げるというのはなかなかできないと思うんですけど、これはどのように考えてこういうふうに提案をしているのかをお聞きしたいと思います。</p>
議長	農林観光課長
農林観光課長	<p>このイベントは、概要のところに表記されてありますとおり、既存の祭りに対して行うものでありまして、既存の祭りに単なる上乘せという考えはありませんで、例えばそれにプラスしたイベントをきちんと行うと。これによってプロモーション的に観光客の誘致がはかられた、もしくは効果があったというようなものを、新規に加えた部分に対する補助となりますので、在来の補助事業を上乘せするという形は、審査しながらですね、新しい部分に対しての補助ということを考えております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>11ページ、この伝統産業の振興というところでお聞きします。</p> <p>まず、このカタカナ文字のトーキコーディネーター育成事業、なんで、このわざわざこういうものを、先ほど企画課長が言いましたように、目立つようにということでございますけれども、小石原焼が目立つのであれば、普通に陶器でいいんじゃないかと、私は考えております。</p> <p>またその下に、トーホートーキコレクションというのがございます。これもまた同じように私は考えておりますけど、これ、どうしてもこういうふうな文字じゃないといけないのかどうか、ちょっと。</p> <p>どうもこれを見てですね、素直にいいなと思えるような感じがしないんですけど、そのところはどのように考えておりますか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>このトーキコーディネーターというものの趣旨はですね、今の陶器、窯元さんは、作ることはすごく上手でございます。だけど販売するとかですね、PRするとか、そういうデザイン系とか販路拡大とかですね、なかなか職人気質と言いますか、苦手な部分があると聞いております。</p> <p>一括してですね、販売とかPRとかデザインとか、そういうコーディネートとか、その道筋をつくってやるような役割というふうな意味でですね、トーキコーディネーターということをお聞きしております。以上です。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>では、その下のほうの後継者育成支援のところですね、これはもう文字のことは言いますまい、もう文字言うたってしょうがないから。</p>

	<p>一番下に弟子入り支援事業というのがございます。その上にですね、小石原焼技術伝承事業というのがございまして、小石原焼技術及び技能を伝承するための調査研究及び伝統的な蹴ロクロを購入する際の費用の一部を助成します。</p> <p>この調査研究はソフトだろうと思えますけれども、蹴ロクロの購入ということになると、これはハードになるんじゃないかとちょっと考えております。</p> <p>また、この下のですね、窯業への弟子入りを支援するため3年間に限り、家賃の一部を助成します。ということになっております。</p> <p>その中でちょっとお伺いします。</p> <p>今月の7日、西日本新聞に、小石原焼伝授、移住の勧めというのが載っております。東峰村の人口減対策ということで。</p> <p>しかし、これはおそらく村長がしたんだろうと思えますけれども、この中にですね、窯元の廃業が相次ぐ中とか、この下に窯元も48件に減り、このうち5件は後継者が不在という。これは、非常に取りようによってはですね、なんか小石原焼が非常に廃れていっているような感じを受ける、マイナスのイメージを受けるわけなんですよね。こういったのはやはりどのような感覚でこういうふうなものを新聞に載せたのかをお聞きしたいと思います。</p>
議長	村長
村長	<p>新聞記者と話をする中でですね、記者のほうがそういった観点の中で、そういった記事を書かれたことだと思います。</p> <p>したがって、私がそういったことを、何と言いますか、書いてくれといったことではありませんので。</p> <p>それからもう1点、いずれにいたしましても、やっぱり小石原地域におけるの基幹産業であります小石原焼というのはですね、これは今後とも重要な施策の1つとして、後継者並びに産業の発展、育成にはですね、尽くしていかなければならないと思っております。</p> <p>そういった観点で、いろんなことを考えながら、どうやったらそういったことが可能になるのか、そういったことを述べたところであります。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>私になぜこれを持ち出したかというですね、これを、新聞を見た陶器を作っている人がですね、この記事は何じゃろかと。この下のほうにですね、1年未満の滞在を想定しとか、近く策定する地方総合版戦略にも家賃の助成や蹴ロクロの購入費用補助を明記というふうになっております。</p> <p>こういうものを弟子に、はっきり私これを見てから、陶器組合の組合長のほうにもちょっと伺いました。こういう話は大体あったんですかということをお聞きしました。</p> <p>しかし、陶器組合にも何も話してないで、これは、今村長が言われたように、新聞記者が勝手に書いたということであれば、これは何も質問もできませんけどですね。こういうふうなものを書かれておるといことは、非常になんかも、これが出る、今、議会にかけておりますよね。かけている前からこういうふうなことははっきり出してあります。これはちょっとおかしいことじゃないかと、私は考えておりますけど、その点はいかがでしょうか。</p>
議長	村長
村長	<p>執行の範囲の政策等につきましてはですね、それぞれの皆さん方のご意見等もお伺いしながら、計画等はやっていきたいと思っております。</p> <p>その新聞記者が勝手に書いたということではありません。当然新聞記者の中川さんだと思いますけれども、地方創生総合戦略推進会議の委員でありますので、当然そ</p>

	<p>の前からこの総合戦略の件については、委員の中で議論をしておりますので、そういったところから、こういった蹴ロクロの件とかですね、そういったものは書いたのではないかと思います。</p> <p>いずれにいたしましても、私がどうのこうのという話ではありません。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>内容についての説明というわけではありません。</p> <p>この地方創生総合戦略自体、ようやくこのPDCA、計画実行、検証、評価、そして改善、再企画というこのサイクルの中の計画という部分ができて、実行、実施という形に入っていくと思います。</p> <p>やはり計画ができて絵に描いた餅ではいけないということは、村長も今明言されておりますが、その実施にあたって、何点か若干不安に思う点がありますので、ちょっとそれを順番に聞いていきたいと思います。</p> <p>お聞きするのは3つです。</p> <p>財源と実施主体について、そして検証というところ、この3つをどういうふうにやっていくのか、ちょっと順番にお聞きしていきたいと思います。</p> <p>まず1つ財源、財政的な面についてですね、この総合戦略に書かれている事業多くあると思います。5カ年にわたって行っていく事業ですので、1カ年ですべて行うというわけではないと思うんですけど。</p> <p>この中で、この地方創生の目玉である新型交付金というのを国から頂いてというか、交付されて行う事業中心になってくるかと思えます。</p> <p>この書かれている事業すべてと言いますか、この新型交付金、こういった形で交付されるのか、その辺をちょっとご説明いただけますでしょうか。</p>
議長	村長
村長	この地方創生の部分についてはですね、2分の1の補助というのを、今聞いております。
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>ちょっとよく分からない部分というかですね、はっきりしていただきたいと思うのが、この地方版総合戦略を今日決議されたとしてですね、その後どういうふう経過をして新型交付金というのが交付されていくのか、その手順というかですね、流れというのはどういうふうな形なのでしょう。</p> <p>たとえば言うと、要は交付申請を行わないとこの新型交付金というのが出ないのか、そういった部分をお聞きできますでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>この新型交付金の基本的な考えでございますが、まず、支援対象でございますが、これは先導的な事業ですね、例えば先駆的タイプ、官民協働とか、地域間協働とかですね、政策間協働等の先駆的な要素が含まれている事業とか、また、横展開ですね、先駆的な優良事例の官民、そういうのを垣根を超えた横展開タイプと、また、いろんな既存事業のですね、いろんな欠点と言いますか、そういうようなことを弾圧するような事業、この先駆的なものが優先するといっております。</p> <p>この交付金はですね、国から無条件で来るわけではなくて、こういう審査に乗らなければならないということで、すでにヒアリングなりありましてですね、これがこの事業の目的に達しているかが、国からの審査がございます。その審査によってですね、これが採択されるかどうかが決まるものでございます。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
4番	1つの確認になるんですけども、この地方版総合戦略、東峰村版が今回策定されたとして、その策定されたものを国に送ることで交付金が来るということではないと

	<p>ということでしょうか。</p> <p>はい。</p> <p>で、その新型交付金にあたって、聞く話では、給付をするような事業に対しては、もう新型交付金というのは対象ではないということをお聞きしております。前提としてですね。</p> <p>そういったふうな形で、すべてこの総合戦略に書かれている事業すべてが新型交付金の対象にならないということが、その給付の話聞けばですね、明らかになると思っています。</p> <p>ですので、その新型交付金に乗らないそれ以外の事業をですね、こういった財源であつたり計画で考えられているのか、お答えいただけますでしょうか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>ただ今のご質問の関係ですが、議員ご指摘のとおりですね、新型交付金又は平成27年補正の過疎化交付金、こういった事業に採択される可能性はかなり低いものでございます。</p> <p>そうした場合に、当然、村長が申しましたように、一般財源を充当していくことになるわけですが、平成27年度の普通交付税の算定においてからですね、人口減少と特別対策事業費というのが交付税の中に組み込まれております。</p> <p>27年度の交付額でいきますと、大体9,700万程度が交付されておるわけですので、そういった事業については、少子高齢化対策とか、そういったものに基本的に充てるための交付税でございます。</p> <p>そういった財源をですね、この地方創生総合戦略の中に財源として充てていこうと、そのように考えているところでございます。以上です。</p>
議 長	5番 高橋弘展議員
5 番	<p>今、総務課長がご説明があつたのは、まち・ひと・しごと創生事業費という部分での、たぶん算定で出てきているものかなと思います。</p> <p>人口減少特別対策事業費の部分で、取り組みの必要度ということで、人口増減率、転入、転出者人口比率であつたり、そういう数値の悪い団体に対して割増しにする分、そして、取り組みの成果として、数値の全国平均よりも高い団体についての割増しという部分が加味された数値で、普通交付税に割増しで来ているかと思えます。</p> <p>いろんな資料を読み解きますと、今後取り組みの成果の部分が重視されていくという部分がありますので、この数字も変化していくのかなと。今、東峰村に関しては、数値が若干悪い部分で多くいただいている部分はあるかと思えますが、地方創生のこの取り組み状況によっては、すごく大きく変化していく部分でありますので、ぜひ、ここはしっかり注視していかないと、財源、事業を行っても数値が改善しなければ、段々財源は減っていくというジレンマに陥っていくものかなと思います。</p> <p>もう1つ、このまち・ひと・しごと創生事業費の中で組み込まれている地域の元気総合事業費というの、セットで地方交付税算定されているかと思えます。</p> <p>これもやはり地方創生を行うことによって、経済の自立性や財政の健全化を図っていくという部分も一緒にですね、このまち・ひと・しごと創生の理念に掲げられているかと思えます。</p> <p>この総合戦略の24ページの部分にも書いてある、この施策の5原則、自立、将来性、地域性、直接性、結果重視、この5つの部分の自立性の部分にも財政の健全化を図る。これが村民の様々な生産活動によってという前提があつて掲げられている部分であります。</p> <p>この地域の元気創造事業費という部分がこういったものかということ、行革の努力分であつたり地域経済活性化分という部分の指標によって計算されているかと思いま</p>

	<p>す。</p> <p>やはりこの辺の努力がセットになって、ようやく財源を生み出されていくものかなと思うんですけども、この行革努力分、例えば職員数削減率、ラスパイレス指数、人件費削減率といった部分が指標に入っているかと思います。</p> <p>そういった部分の取り組みも含めて、今、財源の確保であったり、そういった部分を考えていますでしょうか。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>ただ今ご質問のありました地域の元気創造事業費、これについても当然交付税の算定基準にあるわけですが、これは平成26年度もこの事業はございました。</p> <p>それで先ほど言いましたように、職員数の削減とか、そういった努力目標を当然必要とするわけですけど、それがそのままですね、交付税の算定基準にどれだけ影響するかというと、さほど数値的には影響してこないと思っております。</p> <p>平成28年度の交付税の算定についても、ほぼ27年度と、前年並みの財源が確保されております。</p> <p>ただ1点だけですね、地域経済、雇用対策、そういった部分については、5割近くがですね、財源として削減されるようですので、そういったものがまたどういった形ですね、28年度に、交付税に算定基準になってくるかというのはまだ分かりませんが、そういったところを十分考えながら予算編成にあたっておりますし、地域の元気創造事業費、人口減少と特別対策事業費、これについては、前年並みの財源は確保できるものと思っております。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>このまち・ひと・しごと創生事業費自体が、やはりこの地方創生の1つのセットになっているものでもありますし、総額に関しては、新型交付金1千億円、事業費ベースでは2千億円ですけども、このまち・ひと・しごと創生事業費自体は、総額1兆円規模のものでもあります。</p> <p>考え方によっては、その取り組み方次第、この指標に対する部分、もう少し精査していけば、より効果が上がるものでもあるかなと、財源的な部分に関してはですね。</p> <p>本当に必要な事業であったり、一番懸念される部分、次の質問に入るんですけど、実施主体の部分ですね、様々な事業を行っていくかと思えます。すべて行政でできる事業でもないと思えます。</p> <p>そういった部分、実施主体というのは、どういった部分でこの事業、この総合戦略に書かれていく事業を行われていくのでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>実施主体でございますが、今はですね、完全にそれを考えて出来上がっているものではございませんが、自治体、役場のほうでする事業もありましょうし、また、各種団体とかですね、そういうに委託する方法もあろうかと思えます。また、個人グループとかですね、そういうところまで派生する、またいろんな可能性もありますので、その辺はいろいろ精査しまして、いろいろ考えている最中でございます。以上です。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>村でこういった事業を受けれる団体というのは、なかなか限られている部分もあるかと思えます。</p> <p>そういったところで、やはりそういった団体との連携というのが本当に大事になってくるかなと思うところで、先ほど高倉議員のほうから1月7日の新聞の報道の件について質問がありましたけれども、やはり先に情報が出て、対象となるような団体が知る前にですね、そういった情報を知ること、なんか自分たちが知らない間というかなですね、関係団体の方が気持ちをなんか害するわけではないですけども、やは</p>

	<p>りその辺のフォローであったり対策というのは、すごくしていかないといけないのかなと思うところであります。</p> <p>そういった部分のやはり情報管理、どういうふうにされているのかなと思うんですけども、今のところ実施主体に関して、例えば、もう関係する団体というのは、おそらく村内の事業を考えると限られてくる部分はあると思います。農業関係であったら農業組合、森林組合であったり陶器協同組合、商工会、そういった部分に関して、この総合戦略、こういうふうに事業様々書かれていますけど、そういった部分の調整というのは、現時点で行われているのでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>今の議員さんのご指摘ですけども、その事業主体の関係のすり合わせですけど、いろんなこれ策定するにあたりましてですね、各団体、30団体にいろいろ聞き取り調査もしております。その中にはもちろん商工会とか陶器組合とかですね、その部分もあります。</p> <p>また、陶器組合にいたしましては、推進会議の中にもですね、副組合長とか副理事長が出席されていますし、その話はですね、分かっているのかなと、私のほうは思っております。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>この政策5原則にもある自立性ということで、やはり主体的にですね、その事業主体の方々がこの事業を行っていくことによって、本当に村内の経済の活性化というかですね、自立性が出てくるかと思しますので、ぜひ事業主体への委託であったり、そういった部分のフォローをしっかりしていただきたいなと思います。</p> <p>というのも、やはり村内の事業体、どこも少ない人数で従業員数であったり、部分でやっている部分はあるかと思しますので、そういった部分で、頭ごなしにこういう事業をやってくれませんかねという部分が多く現れると、やはり自主性というものなかなか生まれにくいのかなと思うところでありますので、ぜひ、努力していただきたいなと思います。</p> <p>最後に、検証について、お聞きしたいと思います。</p> <p>24ページの取組体制と効果の検証の仕組みという部分があるかと思ひます。</p> <p>この中でも総合戦略の検証機関を設置し、毎年度政策の効果検証・改善を行い、必要に応じて総合戦略の見直しを行うと書かれています。</p> <p>検証機関というのは、こういった機関を検討されているのでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>検証機関はですね、今度の新年度予算に計上することですけれども、そういう検証する機関を新たに作りまして、そして毎年、毎年ですね、その事業に対して進捗なり無理があったとか妥当とかですね、その辺を具体的にですね、検証していく計画でございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>その検証機関が検証する内容、その範囲なんですけれども、新型交付金に関しては、申請する際に検証機関の仕組みであったり検証のシステムを明記しないと、交付申請は行えないと思うんですけども。</p> <p>その他の事業ですね、新型交付金に当たらない事業、つまりこの総合戦略に書かれているすべての事業に関して、検証を実施したのに関してですけども、検証を行っていくのでしょうか。それとも新型交付金のものだけを検証していくのでしょうか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>基本的には全事業ですね、新型交付金にかかわらず全事業の検証を行う予定でござ</p>

	<p>います。</p> <p>その検証機関の検証項目ですね、といたしましては、先駆性とかそういうことももちろんございますが、K P Iが正しかったとかですね、これは大きすぎたとか、もうちょっと余裕があるとかですね、そういう検証も及びまして、団体とはどういう団体が、こういう団体がまた事業主体の可能性があるとかいうところまでですね、いろいろ検証したいと思っております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>12ページ、産業振興と企業者支援というところで、村にないほしい仕事応援事業。村にない又は村にほしい仕事を起業する際の起業資金の一部を助成します。とあります。</p> <p>この村にない又は村にほしい仕事というのは、大体どういうふうなことを考えておられるのか、お聞きしたいと思います。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>村にない、ほしい仕事。</p> <p>今、既存のですね、いろんな事業所の他にですね、例えばですよ、IT関係の、そういうデザインをしたりですね、それとか通信関係をしたり、そこでITを駆使して生活するようなインターネットによる商売とかされている方とか、または不動産関係の事業とかですね、それとかデザインとか広告関係の仕事とかですね、そういう関係の従事者というか、そういうふうな起業する方を想定しております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>16ページに行きます。</p> <p>“むらびと”になろうということで、非常にこのところは助成とか、そういったものが非常に多いんですけど。</p> <p>まず一番上のですね、移住ワンストップ窓口の設置ということでございます。</p> <p>今、移住コーディネーターで確か柱さんがなっているように思っているんですけど。この窓口を一本化というのは柱さんをお願いするわけですか、それとも役場のほうが、行政のほうが一本化ということで相談を受けるわけですか。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>ワンストップはですね、柱さんをお願いしておるんですけども、柱さんの経験上、これもですね、移住された方でございます。</p> <p>その中で、移住された方が不安に思うこと、例えば住居であったりですね、例えばそういう村のいろんな補助制度であったり、また、農業をしたい方は田んぼとか農機具の世話をしたりですね、そういう移住された方のいろんな不安ですね、それを解消すべきですね、柱さんに一括してお願いすると。</p> <p>その中で、各課でサポートはします。もちろん柱さんのですね、週2回ですね、そういううちの課と話し合っ、こういうことを言ってますとか、そういうことで、必要があれば農林観光課にこういうことがあるよということを柱さんに伝えたりですね、または、福祉課のほうではそういう制度があるよということを伝えて、総合的にですね、柱さんに情報を与えまして、柱さんでしてもらおうと。</p> <p>そして、それでもその奥というか、その内容の詳しいことはですね、また役場のほうにふってもらおうという方法を、今、現時点では考えております。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>同じところのですね、この下のほうの、これは重要度が少ないことではありますけれども、28年度予算の中に入っておりますので、ちょっとお聞きします。</p> <p>まず、集落ふれあい促進事業。</p> <p>移住者への集落の溶け込みを促進するために、小組合が行う交流会費について奨励</p>

	<p>金を支給します。</p> <p>またその下、30歳の自立式支援事業。</p> <p>同世代のコミュニティを維持し、将来のUターンなどの機会を高めるため、村内で同窓会を開催する費用を助成します。</p> <p>これは、本当に必要なんですかね。30歳もなって、その費用を村が負担するとか、とてもじゃないけど、独り立ちにも何もならないと思います。交流会費を村が奨励金として支給します。</p> <p>こんなことをしとったらですね、お金いくらあっても足りんでしょう。どのように考えております。</p>
議長	企画政策課長
企画政策課長	<p>まずですね、集落ふれあい促進事業でございます。</p> <p>これはですね、空き家バンクに登録した方で、古民家なんかに移住した方に対してですね、その地区に、1つの家庭、1つの家族が溶け込むわけでございますので、その組内とのそういう見知り合いというか、交流会とか、そういう費用にこの奨励金を出すということでございます。</p> <p>もう1つ、30歳の自立式支援事業でございます。これは、例えば目的はですね、Uターンを考えております。</p> <p>例えば30代になりましたら、都会に住む方々がですね、同窓会とかありまして、いろんな意味で村に帰って来ようとか、そういう情報を共有して、こういう人が今度帰って来そうな感じだということですね、同窓会とか同級生同士ですね、そういうことを促してほしいと。そういうことで、こういう事業を考えておる次第でございます。</p>
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>先ほども言いましたけれども、30歳にもなって同窓会をするのに、それは確かに村のいいことを、村に住んでいる人が外に出ている人に発信するというのは分かります。</p> <p>だけど、これをこのまま見るとですね、同窓会を開催する費用を助成しますとか、こんなものにまでお金を出不いかんのかということ、私は聞きたいわけですね。</p> <p>例えば今、課長が言われたように、村外に出ている人を呼び込みたいということで、この同窓会の費用を出したからといって、じゃあ村外にいる人が帰ってくるというあれがあります、あてが。</p> <p>私は、村外におる人が、同窓会でお金を出してやったから帰ってくるというのは、まず考えられないことだと思ってですね、もう少し変わった方法でですね、違う方法を考えていただきたいなと思っているんですけど。</p> <p>何でもかんでもお金、お金で話を進めようとしているように、私は見えるんですけど、どのように考えております。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>この事業につきましては総務課所管ということで、私のほうから少し付け加えさせていただきます。</p> <p>確かにですね、30歳になった成人者に費用を村が負担してまでですね、同窓会をやる必要があるか。それは、そのお考えも分かるわけでございますが。</p> <p>実際に他市町でですね、こういった実例をやったところがございます。そういったところでもたいへん好評であるというような、ホームページで確認するところではありまして、そういったところから、この事業が今回取り上げられたようでございます。</p> <p>先ほど企画振興課長が申しましたとおりですね、村のほうが助成をしますから、ぜひとも30歳を切れ目と言いますか、節目にですね、同窓会を開いていただいて、村</p>

	<p>の情報等も取っていただいて、村のほうに帰ってくるようなきっかけに少しでもなればと、そういったことを考えればですね、有効な事業としていく分考えられるのではないかとこのところで、今事業として上げているわけでございます。以上です。</p>
議長	<p>テープの交換を行いますので、暫時休憩します。</p> <p style="text-align: right;">(11時28分)</p>
議長	<p>会議を再開します。</p> <p style="text-align: right;">(11時28分)</p>
議長	<p>7番 高倉寛視議員</p>
7番	<p>今の回答でちょっと納得できないところがありますけど、これは先々にまたお互いに考えながらしていきたいと思っております。</p> <p>21ページですね、主要施策、生活・健康づくり支援ということで、ウォーキングマイレージ事業ということで、ITを活用し村民の健康維持、増進のためのシステムを構築し、歩行数によるポイント制度を導入します。</p> <p>これはどういうことですか。</p>
議長	<p>保健福祉課長</p>
保健福祉課長	<p>言葉的に言えばなかなか難しいように感じられるかと思うんですけども、ブレスレットタイプのようなですね、今、若い方、時々健康に留意されている方、よく付けてらっしゃる方もいますけれども、そういう腕にブレスレットのようなものをはめて、それで歩くことによってですね、その人がどれだけ歩いたか、万歩計のようなものと想像していただけたらいいかと思うんですけども。それで歩いていただくことによって、健康になって、ひいては何と言いますか、健康に役立つと。そのためにある程度何と言いますか、きっかけをつくるために、何万歩、あるいはキロ数になるかと思うんですけど、ある程度のキロ数を歩いた方に対しては、それなりの何かポイントを設けて、例えば、これは全然、具体的な話はまだこれからですけども、いずみ館の風呂が1カ月ただになるようなものとか、村内のキャンプ施設が使えるようなものとかですね、そういう特典を与えることによって、そのきっかけとなるような仕組みを、今考えているところです。</p> <p>実際のところ、そういったシステムがないかといろいろ探しているところなんですけれども、なかなかそういうシステムというのが、まだ小規模のものがございませんので、28年度の当初で予算ができたらと思っておりましたけれども、28年度にそういったことを考えて、より具体的な事業にできるようにしたいなと思っております。</p>
議長	<p>2番 伊藤均議員</p>
2番	<p>基本目標③ですね、結婚・出産・子育てしやすい村をつくるという中にですね、合計特殊出生率、このものが26年度では1.49、31年度では1.72と目標を定めてあります。</p> <p>それで、ここに具体的な施策がいろいろ入っておるんですが、この合計出生率を上げるということに関してですね、具体的にこれあんまり中身が見えてこないわけですよ。この出生率を上げると、合計特殊出生率を上げるということに関してですね。</p> <p>それで、この中身ですね、もう少し具体的な説明がいただきたいのと、そうした場において、実質、ではどの事業をですね、優先してやっていきたいといったような考え方があるのか、この出生率を上げるということに関してですよ。その辺のところをちょっとご説明いただけたらと思いますが。</p>
議長	<p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>出生率を上げるということのですね、具体的な施策といたしましてはですね、まず、若い世代を入れると、移住させるという施策も1つありますね。そして、子どもを産</p>

	<p>みやすい環境をつくるということが、また2番目でございます。そして3番目には、生まれたそのお子さんに対しての、いろんな子育て支援とか、そういうことも繋がっていくと思います。</p> <p>この事業で言えばですね、基本目標の③の結婚・出産・子育てしやすい村をつくるの中ですね、その中で18ページでございますか、17ページから18、妊婦歯科検診費助成事業とか夫婦サポート事業、女子みらい塾とかですね、その下、保育料補助事業とか延長保育支援事業とかですね、それと19ページもすべてこの施策に入ると思います。</p>
議長	2番 伊藤均議員
2番	<p>私がお尋ねしておるのは、ですから、そういう事業しますよと。ただこれについて、じゃあ具体的にどこから行きましようといったものですね、何も見えないわけなんですよ。こういう事業をやりたい、こういう事業をやりたいと。</p> <p>確かにその中にはですね、結局特殊出生率の中が大きい形にはなるんですけども、それでは、どういう形ですね、この出生率を上げるのか、これはもう人口とですね、比例してくる問題とはなるんですよ。</p> <p>結局、最初の住みやすい村づくりをするとか、いろんな村に結局多く人口をとどめておきたいということは、1つの中にあるかと思えます。</p> <p>それプラスこの出生率をですね、こういうふうに上げてあるんですから、これが具体的に、じゃあどういふふうでこのものを上げたいというのが、今書いてある文ではちょっと分かりにくいわけなんですよ。</p> <p>ですから、具体的に、じゃあどういふ考え方を持っておると、この事業とは関係なくしてもですよ、これは最終的には村づくりにもなってくるのかなという気がするわけなんですよ。</p> <p>それと、ついでに言わせていただきますと、この33ページの推移を見てみますと、結局、1.72といたら今現在の日田に近い数字になってきますよね。非常に大きい数字になるのかな、また、具体的に、じゃあそれだけの人口の流入と言いますか、若い世代がどんどん増えてこないかん。現状を見ると、結局この1番の男女のマッチング数についても年間5組とか書いてますけど、実質今あるのは30でも40歳でも独身の方がいっぱいおりますよね、村の中に。</p> <p>結局、そういうところからやりたいとか、いろんな考え方があるかと思うんですよ。その辺りのところをもう少し具体的に説明をしていただきたいと、私は言っておるところなんですけど。</p>
議長	保健福祉課長
保健福祉課長	<p>保健福祉課としてはですね、出生率を上げるというところの直接的な担当課ではございませんけれども。これからやる事業の中においてはですね、一番保健福祉課の部分が関わってまいりますので、具体的な事業としてかなり上がっておりますので、その辺りのご説明をしたいと思うんですけれども。</p> <p>まず、出生率を上げるためには、やっぱり産みやすい環境、子どもさんができるとどうしてもいろんな金銭的なものとか、いろんな精神的なサポートとかいった部分が充実していればですね、やっぱりもう1人産んでみようかなとか、そういうふうな環境になるわけでございます、そういうことを考える中でですね、28年度におきましては、例えば妊婦の歯科検診、これは妊婦健診というのは今やっておりますけれども、少しでもそういったことの負担に対して応えようという事業なんですけれども。そういうこととか、一番金額的に大きなものとしては保育料の助成事業ですね。保育料につきましては、ほんとかなりの負担になっているところがございます、これにつきまして、上限を1万5千円にして、少しでもそういった負担を減らそうというよ</p>

	<p>うな事業でございますけれども。</p> <p>この辺りの、育てるためのいろんな負担の軽減とかですね、そういったことが一番そういう出生率を上げるための、できる基本的なですね、これが特効薬とは言いませんけれども、そういった基本的なベースがあって、そういった出生率を上げることに寄与するものだと考えているところでございます。</p>
議 長	2 番 伊藤均議員
2 番	<p>具体的な施策について、今、説明がありましたけど、これ最後に、村長にお尋ねしたいんですけども。</p> <p>結局、この合計特殊出生率を上げると、また、これは村づくりと一緒になるのかなと思います。</p> <p>それで具体的にですね、じゃあこういうものを取り上げていく中での、具体的に村長の考えがありましたらですね、お教えいただきたいと思いますが。</p>
議 長	村長
村 長	<p>やはり出生率を上げるといことになりますと、この村に生活をして、やっぱり生活がしやすいとかですね、そういった条件が満たされていけば、それは当然、出生率等も上がってくるかと思ひます。</p> <p>例えば移住をする方でも、この東峰村が暮らしやすいとか魅力があるとか、福利厚生あたりも充実しているとか、そういったところに入ってくる人も多くなるんじゃないかと思ひております。</p> <p>そういった中で、個々の政策についてはですね、例えば今回建設をいたしました移住促進住宅とかですね、こういったところにつきましても、子どもさんをお持ちの方じゃないと入居できませんよとか、そういった制限を設けることによって、また、移住がしやすい。</p> <p>それはなぜかと言うと、やはり家賃が安いとかですね、つまり暮らしやすいような環境をいかにつくっていくかというのが、課せられた人口増の課題ではないかと思ひております。</p> <p>そういった意味で、今回の総合戦略全般につきまして、人口減少対策というのが一番大きな問題でありますし、そういった中で、この今回総合戦略を決めさせていただきましたけれども、この戦略がですね、十分に機能していけば、これは必ずや人口減少、それから出生率等も上がってくるかと思ひております。</p>
議 長	6 番 梶原文明議員
6 番	<p>17ページ、婚活のことだろうと私は思ひんですが、以前にもこの事業はやられて、あまり成果的には上がってないと、私は認識をしているんですが。</p> <p>以前と同じような形でやられるんでしょうか、そこをお聞きします。</p>
議 長	企画政策課長
企画政策課長	<p>以前ですね、4年間ぐらいですね、こういう地元を招いて、地元のそういう方とですね、いろんな婚活事業をした経緯はございます。</p> <p>同じような方法ということでございますが、それも含めましてですね、検証で成果が上がらなかったということは、前の事業で出ておりますので、違う方法といたしましては、今度はそういういろんな婚活事業に、実施しているところですね、こちらから送り出すという方法も今考へております。</p> <p>というのは、なかなか地元でありましたら、プライバシーとかですね、そういう問題で、いろいろ参加者が少ないということが現実でございますので、そういう例えば福岡市で街コンとかですね、それとか居酒屋を巡ってという、そういう婚活事業と名を打たないような事業をですね、その中で目的はやっぱり、そういう出会いの場をいっぱい提供してやるというのが目的でございますので、そういう形でもいいのかなと</p>

	思っております。以上です。
議 長	6番 梶原文明議員
6 番	<p>今、課長がおっしゃいますようにですね、やはり出席された方、婚活に出た方から聞いたんですけど、もう完全に名前も顔も分かるわけですね。あすこの息子さんは婚活に行っとったげなち、そういう言い方でいいなるわけですね。</p> <p>やっぱりそこに、何と言いますか、プライバシーがもう完全になくなってしまって、村で婚活をやったらおそらく私は失敗するだろうと思っていましたので、課長が今、他の地区でそういったことをやりたいということをおっしゃっていますのでですね、ぜひともそういった方向性をもって、柔軟な考えをもってですね、やっていただきたいと思っております。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>工程をお伺いします。</p> <p>これが仮にですね、全部採択されて、その交付金は大体どのくらいになるのか。</p> <p>1千億の国からの予算でですね、当然日本全国3千何百町村あって、その中で仮に採択されたとしてですね、それはいくらくらいになるのか。</p> <p>それから、交付時期はいつなのか。分かっておると思いますが、それをお願いします。</p>
議 長	村長
村 長	まだ、そういったところは見つかっておりませんので、ちょっとお答えができないところです。
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>そうしますとですね、これはまだ実際の裏付け予算が付いてないというところでの提出ですよ。そうじゃないんですか。そういうことでしょうか。</p> <p>じゃあ、その細かい具体的なですね、政策に関して、これを今言っても無駄になる可能性もありますね。どうでしょうか。なりませんか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>最初にですね、交付金の関係、加速化交付金、新型交付金、これについてはあくまでも申請をして、県が認めて、初めて交付されるという形になりますし、単純に推測してみますと、東峰村に対して、枠としてはですね、大体4千万から6千万ぐらいが、東峰村、単純計算ではですね、枠としてはあるんじゃないかなと推測はしておるところです。</p> <p>そうした中で、それが付かない事業について財源はどうするのか、結局そういう話になるかと思いますが、先ほど高橋議員の質問の中でありましたように、普通交付税の算定の中で、まち・ひと・しごと創生の推進という位置付けの中にですね、地域の元気創造事業費の算定と、あと人口減少特別対策事業費、これは交付税の算定基準になっております。これを推進に充てなさいという国の方針でもございますので、そういった財源を使ってまいりますし、また、この後過疎計画にもございますが、過疎債に乗る事業であればですね、当然そちらのほうに申請をしてみたいと思っておりますので、なんとか財源については確保していきたいと思っておりますのでございます。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>それは分かりました。</p> <p>じゃあ、そういうことであれば安心をしております。</p> <p>それからですね、先ほど皆さんが言っている人口減少対策、1番の村のほうからの返答ですね。</p>

	<p>一応臨時職員とか嘱託職員、当然辞められたり更新されたりということで、2月の5日限度でから募集をされておりますね。</p> <p>これはですね、村内だけに配布だろうと思うんですよ。それはどうですか。</p>
議 長	総務課長
総務課長	<p>今回配布しております臨時、嘱託等の募集についてですが、簡単に申し上げまして、村内のみでございます。</p> <p>12月15日に第1回目の配布を行っております。正月等ですね、帰省される方々を見込んで、こういった仕事があれば東峰村に帰ってもいいかと、そういったのを期待していたわけですけど、なかなか応募のほうはですね、思ったほど出てきていないのが実情でございましたので、また1月に再度募集案内を出したところでございます。以上です。</p>
議 長	3番 梶原光春議員
3 番	<p>たぶんそういうふう考えたんですよ。</p> <p>ですね、もう1回、もし応募者がいなければですね、もう一度再度ということになると思います。そうじゃなきゃ職員足りないということになると思いますが。</p> <p>できましたらですね、村から出て行ったUターンを目的としてですね、何度も同じ私、質問でも言っていますが、Uターンをする人を帰してほしいと。ですね、人間を帰したりするで。</p> <p>そういった、こちらから出て行った人たちにもですね、郵送してはいかがでしょうか。費用的にはそんな郵便代ですから、そんなたいしたことはないと思うんですよ。何千人おるか分かりませんが、それも1つの方法だろうと思うんですよ。</p> <p>それから、村民の人たちをお願いすることは、自分の子どもたちにですね、ぜひ、このことをお願いしてくださいということ、村のほうとしても周知して、お願いしてはいかがでしょうかと思いますが、その辺どうですか、村長。</p>
議 長	村長
村 長	<p>そういったこともありまして、先ほど総務課長のほうからも説明しましたように、お正月の規制にあわせてですね、要望等もお配りをさせていただいたということあります。</p> <p>村外にいる村内出身者の方ですね、そういった機会も郵送したらどうかということなんですけれども、そういった手法も確かにあるかなと思いますけれども、まずはそういったお方がいる家庭とかですね、そういったところへの再度の呼びかけと言いますか、ご周知等をさせていただきたいと思っております。</p>
議 長	7番 高倉寛視議員
7 番	<p>ページ戻りまして、また9ページ、観光地魅力アップのところですね、東峰村版DMOの設立ということがあります。これは、村が設立するのですかね。</p> <p>そうした場合に、どのような組織、責任者は誰とか職員は何人とかになるのか、まず設立するための経費とかですね、運営にはですね、村はどのように関わっていくつもりなのかを、ちょっとお聞きいたします。</p>
議 長	農林観光課長
農林観光課長	<p>この東峰版DMOにつきましては、観光協会というものは東峰村はございません。今、広域で朝倉観光協会というものがございまして、そちらを媒体として観光の宣伝活動等を行っております。</p> <p>これは、東峰村版というふうにあえて表現しておりますように、これを観光協会というふうにはなりませんが、やはり村ではなく観光協会ではなく、このマーケティングの機能を担う組織、ちょっと法人と言いますか、そうした組織を作っていくというもので、できればイメージとしましては4人ぐらいで、出店だとか</p>

	販売だとかイベントに出向いたり、情報発信という機能を持たせてはどうかというようなことで検討を進めております。
議長	7番 高倉寛視議員
7番	<p>私は、これは、このDMOとかというのはなかなか分かんのですが、非常に期待をしているところです。</p> <p>やはりもう今は何でもが宣伝効果というふうに、ちょっとテレビが来たただけですね、そこの店の集客がころっと変わるごと、マスコミの影響とか非常に大きいとっております。</p> <p>ですからですね、これはやはり東峰村としては力を入れていっていただきたいと考えております。</p> <p>それで、こういうふうに予算付けもしておりますので、なるべく早くこれは立ち上げていただきたいと考えております。</p>
議長	他に質疑はありませんか。 9番 長澤貞義議員
9番	<p>今日の臨時議会はですね、私は、これを策定できたことを議会で認めるかという形だと思っております。</p> <p>そして各事業をする上においてですね、また議会とも検証すべきところはやらないと、今日の中で1個1個検証しても、ちょっとまだ確定したものではないので、今日はこれをみとるといふ形だろうと理解しております。</p> <p>その中でですね、19ページでございますが、子育ての支援のことをいろいろ書いてございますが、1つだけですね、核家族のご家庭の中で保育園に子どもさんが行かれている場合ですね、法定伝染病、今のインフルエンザなんかにかかった場合、保育園には通園、たぶん1週間か10日はできないと思うんですね。</p> <p>そうすると家で面倒を見なければいけないという形になりますので、両親共働きの家庭なんかは、どこか子どもさんを預かってもらえるところを探すとかいう形になると思います。</p> <p>私の娘がたまたま福岡におりまして、インフルエンザに子どもがかかりまして、自分が仕事にどうしても行かなければならないときに、保育園は預かってくれないから病院ですか、病気をした幼児を預かる、そういう施設とか、福岡市であるそうです。こういうこともうちの村でもですね、検討していかなければと思っておりましたので、この質問を出しました。</p> <p>だから、足りない部分がまたたぶん出てくる可能性もあるので、これをそういうまた入り込めることができるのかをお聞きします。</p>
議長	村長
村長	<p>佐々木議員の質問にもご説明を申し上げましたが、これはコンプリートされたものではありませんので、見直しとかですね、そういったものは当然、やっていかなければならないものと思っておりますから、そういった要望とかですね、またいろいろ実際やっていく上でですね、同じ項目であってもそぐわないものとかいろいろあると思います。そういったところについては、また議会のほうとも協議をするなりご相談をさせていただいて、とにかく何度も言いますけれども、この東峰村が住みよい、そしてよい村になっていくための、私たちはやっていかなければならないと思っておりますので、そういった点につきましては、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。</p>
議長	<p>これで、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>討論はありませんか。</p>

	(討論なし)
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第1号「東峰村まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定について」を、お諮りします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手でお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は原案どおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、議案第2号「東峰村過疎地域自立促進計画の策定について」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>5番 高橋弘展議員</p>
5番	<p>17ページ、18、19の部分ですね。</p> <p>公営住宅の部分について、お聞きしたいと思います。</p> <p>今までの過疎計画の中では、公営住宅の部分、その対策という部分もしっかり公営住宅の整備という部分で折り込まれていたかと思います。</p> <p>今回に関しましては公営住宅、計画的に公営住宅の建設に取り組む必要があると、対策の部分というかですね、書かれてはいるんですけども。(2)の、その対策の部分で、公営住宅の部分には言及されておらず、(3)の計画の中にも入っておりませんが、この公営住宅に対して必要があると書かれているにもかかわらず、その対策の部分は書かれていませんが、どういうことでしょうか。</p>
議長	<p>企画政策課長、その前に資料の配布が。</p> <p>企画政策課長</p>
企画政策課長	<p>質問の前にですね、過疎計画のですね、目次と目次の番号とですね、本文の内容の番号がですね、ちょっと間違っておりましたので、修正で差し替えをお願いしたいと思います。</p>
議長	<p>許可をしておりますので、配ってください。</p> <p>(資料配布)</p>
企画政策課長	<p>今、新しく提出した分が差し替え分でございます。</p> <p>内容といたしましてはですね、基本的な事項の並びにですね、2の産業の振興とか3番、4番、ずっと続いておりましたが、基本的な事項という大きな括りの中の1つとして、また、1番の産業の振興から9番ですね、までを具体的な施策としてですね、大きな括りで分けたいと思います。その辺を差し替えよろしく申し上げます。</p> <p>また、本文の中にですね、この大きくなるみの中の基本的事項と具体的な施策を、各施策の上にですね、書いていませんので、その辺を改めてですね、後で差し替えたいと思います。よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>高橋議員の答弁は、どちらがされますか。</p> <p>暫時休憩します。</p> <p>(12時02分)</p>
議長	<p>総務課長</p> <p>(12時04分)</p>
総務課長	<p>まず、この過疎対策事業の関係でございますが、過疎対策事業債、この対象になるものがすべてこれに載っているというわけでもございませんし、また、過疎の対象になるから、これに上げる必要もあるというところがございます。</p> <p>公営住宅についてはですね、基本的には過疎債の対象にはなりませんので、この事</p>

	<p>業計画のところには上がっていないものと思っておるわけでございます。</p> <p>他の事業がいくつかございますけど、必ずしも過疎の対象になる、そういうわけでもない部分がございます。そういうふうに判断していただければと思うわけですが、今申しましたように、公営住宅については、公営住宅事業債というのが別でございますので、そちらの対象ということで、要するに家賃収入等があるからですね、そういった関係で過疎の対象にはなりませんので、今回事業計画には上がってないようでございます。</p>
議長	5番 高橋弘展議員
5番	<p>公営住宅の建設については、それで了解いたしました。</p> <p>もう1つ、このエの公営住宅の最後のほうに書かれている東峰村公営住宅等長寿命化計画に基づき適切な維持管理という部分があるかと思えます。</p> <p>そういった部分でも過疎債、そういった過疎の対象とならないのでしょうか。そういった部分で公営住宅の整備という対策は必要はないのでしょうか。一応確認でお聞きします。</p>
議長	総務課長
総務課長	<p>一番最後の行ですね、長寿命化計画に基づく維持管理、こういった維持管理、基本的に維持管理については、過疎債の対象にはまったくありません。こういった施設についてもですね。</p> <p>ですから、公共施設であれば新築、増築、そういったものが過疎の対象でございますので、ここに書かれている分についても過疎の対象にはならないこととなります。</p>
議長	<p>他に質疑はありますか。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>ないようですから、質疑を終結いたします。</p> <p>これから、討論を行います。</p> <p>(討論なし)</p>
議長	<p>ないようですから、討論を終結いたします。</p> <p>採決します。</p> <p>議案第2号「東峰村過疎地域自立促進計画の策定について」を、お諮りいたします。</p> <p>本案に賛成の方、挙手をお願いします。</p> <p>(賛成者挙手)</p>
議長	<p>全員賛成です。</p> <p>よって、本案は原案どおり可決されました。</p>
議長	<p>次に、承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」</p> <p>質疑を行います。</p> <p>質疑はありますか。</p> <p>8番 佐々木紀嘉議員</p>
8番	<p>先ほど説明はあったんですが、ちょっと私が理解しきらなかったのか。</p> <p>改正をして、また改正ということですので、ということですね。改正をして、また改正をするということで、改正の内容はマイナンバー、この個人番号を村民税の減免のときに必要としないという、今度また元に戻したという解釈でいいんですかね、お尋ねします。</p>
議長	住民税務課長
住民税務課長	<p>当初ですね、減免まで個人番号を付すようにしてたんですが、与党のですね、税制の改革の手続き等におけるですね、取り扱いを見直すという協議がありまして、減税までですね、申請書類まで個人番号が必要かということで、そこまで付ける必要はないだろうということで、今回減免等については、個人番号は付さないというふうな、</p>

	元の従来どおりの申請の方法となっています。 また、法人については、そのまま法人番号は付けるというふうなところです。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	この専決とちょっと違う質問になるかもしれませんが。 このマイナンバーの関係、今回は村民税の減免のときには要らなくなったということですから、仮に前の改正のときだったら、ナンバーは個人が申告しなければならなかったんですかね。役場のほうでナンバー等は分かっているから、もしナンバーを自分が分からなくても減免書類を持ってくれば、ナンバーの記載とかはできるようになったんですかね、そこだけちょっとお尋ねしたいと思います。 ちょっとこの議案とのあれにはならないと思いますが、マイナンバーはこれから使う書類とか使わない、行政に出す分でいろいろ出てくると思いますので、村民はマイナンバーの自分の個人番号を承知して行政に出てきて、いろんな書類にその番号を使うときには使わないかんのか、仮にマイナンバーを忘れて来ても、行政のほうで、あなたの番号はこの番号ですから、この番号で書類は出せますというふうに、今なっているのかどうか、尋ねたいと思います。
議 長	住民税務課長
住民税務課長	個人番号につきましては、平成28年から大体、社会福祉の面とか災害の面とか税の面とか、すべてのもので付けるような指導をしています、実際的には税務の申告ですが、27年度中の申告については付けなくてもいいし、付ける方については確認をするというふうな方向になっています。 実質これから先マイナンバーが要るのにつきましては、28年4月から給与所得の扶養申告とか年金を受給されている扶養親族等の手続き等につきましては、マイナンバーが付きなければいけないというところでございます。 基本的にはですね、基本的には個人の申請に基づくもので、個人がどうしてもというふうなところであっても、基本的には付けると。 これはその、基本的にはその場所では教えることはないと思います。
議 長	8番 佐々木紀嘉議員
8 番	質問が、妙な質問になったかと思いますが。 村民が自分のマイナンバー番号を知らなくて、行政で書面を出すときには、もうそれが可能かどうかですね。 だから、個人、村民一人ひとりが自分のマイナンバーを持って来ないと、書類の受け付けが行政としてはできないのか、どうかなんですけどね、尋ねたいのは。
議 長	保健福祉課長
保健福祉課長	直接の担当課ではございませんけど、ちょっと28年度からですね、いろんな申請の中にマイナンバーを記入しなさいということがありましたので、いろいろ調べたところの話をちょっとさせていただきますと。 やっぱり基本的にはマイナンバーを持っている方は、マイナンバーの通知が行ってますよね。あれを持って来て、これを見せて、これを確認みたいな手続きになります。 ですから、例えばそれはコピーであつたりとかでいいと思うんですけども、それを持って来ていなければ、家にありますかと聞いて、ありますといった場合は、じゃあ取りに行ってくださいという話になって、いや、それともうまったく分かりませんと。そのマイナンバー自体どういう制度なんでしょうかというような高齢の方が来られた場合とか特別な場合にはですね、そういう住民票とかからのあれを、最後の手段としてするような流れのようです。 それは、それぞれの申請によっても多少変わってくるのではないかと思うんですけども、保健福祉課のほうでの対応については、そういったフローチャートを作った

	ところでの対応をしようかと思っているところでございます。
議 長	他に質疑はありませんか。 ないようですから、質疑を終結いたします。 これから、討論を行います。 討論はありませんか。 (討論なし)
議 長	ないようですから、討論を終結いたします。 採決します。 承認第1号「専決処分の承認を求めることについて」を、お諮りします。 本案に賛成の方、挙手をお願いします。 (賛成者挙手)
議 長	全員賛成です。 よって、本案は原案どおり承認されました。
閉 会	
議 長	以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は、すべて終了いたしました。 村長よりあいさつの申し出があります。 これを許可いたします。 村長
村 長	閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。 本日の第1回臨時会におきましては、議員の皆様には慎重審議をいただき、提出しました議案を原案どおり可決いただきましてありがとうございました。 来月1日から12日まで、今年も行政懇談会を8地区で予定しております。1人でも多くの方々に出席していただき意見を伺う中で、よい村づくりに取り組んでいく覚悟であります。議員の皆さんにおかれましても、今後とも村民の方が安心・安全で生きがいのあるよい村づくりにご協力をよろしくお願いしたいと思っております。 大寒を過ぎたとはいえ、まだまだ寒さの厳しい折、議員の皆様におかれましてはお体をご自愛の上、さらなるご活躍を祈念申し上げ、私の閉会のあいさつといたします。 ありがとうございました。
議 長	これもちまして、平成28年第1回東峰村議会臨時会を閉会いたします。 (12時16分)

	<p>上記議会の経過を記載し、その相違ないことを証するために署名する。</p> <p>議 長</p> <p>議 員</p> <p>議 員</p>
--	--